

平成28年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年8月22日（月）

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、高塚、松浦
労働者側 十川、福家良、山、横山一
使用者側 田島、中川、濱田、福家正、森川

議 題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する申出について
(2) その他

【賃金室長】 ただいまから第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日、白石委員が欠席でございますので、本日の出欠状況は、14名の出席ということで、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしているということで、有効に成立していることを御報告いたします。

それから、本日お配りしている資料の確認ですが、まず、香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書写し、それから、香川県最低賃金の改正決定について（答申）の写し、それと、その後に専門部会の議事要旨を添付しております。

それから、審議が始まる前に、現在の全国の結審状況を御紹介しておきます。47都道府県のうち46都道府県については結審しております。あと1県だけ結審待ちという状況でございます。

では、会長、よろしく申し上げます。

【松浦会長】 それでは、早速審議に入らせていただきます。

本日の議題でございます異議の申出でございますが、事務局から手続等の説明をお願いいたします。

【賃金室長】 皆さん御承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、

本年7月11日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対しまして、改正決定について諮問を行い、その後、3回の本審及び4回の専門部会の審議を経て、本年8月4日の第3回の本審におきまして答申をいただいたところでございます。

本日は、答申内容につきまして、最低賃金法第12条に基づく異議の申出がございましたので、同法第12条により、申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでございます。

この異議の内容につきましては、お手元の異議申出書写しのとおりでございます。

それでは、異議申出について御審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきます。

【松浦会長】 それでは、諮問を受けさせていただきます。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【松浦会長】 ただいま局長から諮問文をいただきましたので、それでは、この諮問文を読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 私が読み上げます。

【松浦会長】 では、お願いします。

【賃金指導官】 香労発基0822第1号 平成28年8月22日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、平成28年8月12日付けをもって最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまから審議を始めさせていただきます。

異議申出の内容は既に文書で出ておりますが、これにつきまして事務局から簡単に御説明いただけますか。

【賃金室長】 では、要点だけかいつまんで各項目について御説明いたします。

まず、申出について2つございます。

本年度答申の23円（3.2%）の引き上げについて、2013年以降、4年連続して2桁の引上増については敬意を表するが、専門部会の議論経過が明らかでない状況で示された引上額を客観的に見て異議申出せざるを得ない。

2つ目、デフレ不況から脱却し、景気回復を引き寄せるための消費購買力向上、ワーキングプアの解消、均等待遇への接近及び地域間格差の解消も十分でなく、上積みが必要であるということでございます。

理由ですが、1つ目は、憲法の生存権を見据えた水準にということで、労働基準法第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と定めている。答申されるべき最低賃金の改定額は、物価動向を踏まえれば、4%を下回る引き上げでは実質マイナス改定になる。

2つ目、雇用戦略対話の合意の達成を目指す改定にすべきである。

3つ目、地域間格差の縮小が必要ということで、答申の引き上げでは、最低賃金の地域間格差が拡大している。最高額の東京932円と本県の格差は190円に拡大し、労働者の流出がとまらない。地域間格差を正当化する根拠はどこにもないということです。

4つ目、非正規労働者の待遇改善に最低賃金の役割が大きいということで、非正規労働者は平成27年に1,980万人に増加し、非正規労働者の7割が年収200万円に届かない状況であるということ。非正規労働者の増加に伴い、最低賃金に対して生計費を保障するとする必要性は高いということを述べられております。

5つ目、中小企業支援策の拡充について。アベノミクス効果を本県は受けておらず、最低賃金の引き上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡大が重要である。各種の助成策、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険負担の配慮、また、最低賃金引き上げコストが適正に単価に転嫁できるよう、取引のあり方を改善させることが重要であるということ

です。

6つ目、以上から最低賃金は1,000円以上にする必要があります。

7つ目、答申が引き上げた額23円を妥当とした根拠を明らかにしてほしい。

8つ目、社会保障負担を上乗せした最低賃金の明示を政府・中央最低賃金審議会に意見すべきである。

9つ目、最後ですが、最低賃金審議会では専門部会が非公開となっていることに対し、公開をすべきであるということが述べられております。

以上です。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、異議申出の内容につきましては説明いただきましたが、なお申立人のほうで、傍聴されておられますが、さらに意見陳述を申し上げたいとの御希望です。

まずこの点についての可否を諮りたいと思いますが、御意見は何かございますか。特によろしいですか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、意見陳述を許可いたしますので、意見陳述をよろしくお願いいたします。書面をいただいておりますので、10分程度で簡単におまとめいただけますか。

【堤香川県労働組合総連合議長】 承知いたしました。

【松浦会長】 では、よろしく願い申し上げます。

【堤香川県労働組合総連合議長】 おはようございます。香川県労働組合総連合議長の堤でございます。本日は発言の機会を与えていただきまして、ほんとうにありがとうございます。

それでは、8月2日付けで提出させていただきました異議申立書の補足を含めて簡単に説明させていただきたいと思います。

最初に、今回、最賃の答申についてはいろいろあったということで、本日、資料を拝見させていただきましたけれども、ほんとうに労働者側にも非常に敬意を表したいと思います。また、さらに、目安額で答申されている都道府県が多い中で、上積みをしたのが全国で今、6県ということにな

っております。その中で、香川県が1円の上積み作答申されたことについて、これにも敬意を表したいと思ひます。

さて、内容でございます。まず、最低賃金の生活実態について、これは異議申立書のほうにも記載してありますけれども、今の最低賃金額ということで、例えば、書いてありますが、ローンを申請したけれど、給料が安過ぎてローンを組めなかったという実態が赤裸々に報告されたわけですから、そうしたことを見ますと、最低賃金の水準というのは、やはり暮らしを壊すというような性格も持ち合わせているのではないかと思っております。

先程、説明がありましたけれども、やはり3.2%の改定率ということでは、現在、物価動向、2010年を100として、今、103.3です。賃金では96.1ということで、実質マイナス改定ではないかと私共は考えております。従いまして、少なくとも4%以上の改定はほんとうに必要ではないかと思っているところでございます。

最低賃金法上では、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資するとありますので、働いても生活できない、そうした現行の最低賃金の水準は、最低賃金法の趣旨を満たさない状態であると思っております。

目安小委員会の労働者側の見解で、「家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯止めをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分である。特に地域における労働者の生計費と賃金を重視。」とされています。全く私も同じ思ひであります。

2016年5月の毎月勤労統計結果では、県内事業者規模5人以上の平均労働時間は142.1時間です。従いまして、742円の時給では10万5,438円。これは、人事院が今月勧告をしましたがけれども、そこで出しております標準生計費（1人世帯11万5,530円）にも及びませんし、また、香川県の平均給与額の24万4,202円の半分以下の水準です。これでは労働者が人たるに値する生活を営むための必要を十分に充たさなければならぬ水準であるとは言えないと思ひます。憲法、労働基準法、最低賃金法のいずれにも認めていないと思ひます。

そうした中で、私が一番問題と思うのは、強制力が最低賃金にはありません。ですから、そこを大幅に引き上げて、そうしたことで生活を改善したい、改善できるような、そうした声にやはりきちんと応えていただきたいなと思っております。

2015年9月、昨年9月ですけれども、国連は、「持続可能な開発目標」として、2030年までに全ての国々に普遍的に適用されるこれらの新たな目標に基づき、各国は今後15年間、誰も置き去りにしないことを確保しながら、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取り組みを進めることになるとした「持続可能な開発目標」を採択しております。日本もそうした加盟国として具体的な取り組みに踏み出す必要があると考えております。

今、最低賃金では、アメリカで15ドルを目標とした運動が進んでいます。ここ数年間、ファストフードの労働者、マクドナルドを中心としまして非常に運動が進んでおりまして、各州、各都市においても15ドルの水準に近づけるといことが進んでおりまして、アメリカで1,700万人の労働者にそうした恩恵が出ているということも報告されています。また、先進諸国のほうでは、時給では1,000円から1,300円、月額20万円が一般的とされているところです。こうした国際的な最低賃金の引き上げにも、やはり日本も対応していくことが必要ではないかと思っております。

個人所得の落ち込みを改善するには、やはり、懐を温める、そうした政策、施策が必要だと考えております。従いまして、先程、申し上げました法的強制力のある最低賃金を上げるということは地域経済の活性化にもつながる、そういうふうに確信しているわけです。

私共の全労連のシンクタンクであります労働運動総合研究所は、香川県で時給を1,000円にした場合、消費需要が102億円増加するというのと、また、1,500円に引き上げた場合、793億円増加するという報告を先月発表いたしました。全国では、時給1,000円への引き上げで国内最終需要が2兆4,800億円増加するということも併せて報告されております。そうしたことに伴って、税収も国と地方合わせて3,763億円

増加し、最低賃金を上げることによる波及効果が非常に大きいということが示されているのではないかと考えております。

あと、地域間格差についてでありますけれども、目安小委員会で、「目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不適當であり、その縮減をはかることが重要である。」と、これも労働者側委員のほうからそうした見解を述べられています。そうしたことから、やはり、地域間格差の解消は待たなしの状態ではないかと考えています。

先程も説明がありましたけれども、今回の答申額では、東京と190円の差、昨年から2円拡大しました。8月19日付けで最初の意見書を提出させていただきました。その中で、人口流出と最低賃金額を示したグラフを示させていただきました。それを見ていただければお分かりかと思いますが、最低賃金の低い地域から最低賃金の高いところへの人口流出の増加が見られるということがやはり現実にあると考えております。

昨年の静岡県の答申を受けて、静岡県湖西市の三上市長は異議申し立てを行っております。三上市長は、「理由もなく紙切れ一枚で却下。私が審議会委員をやりたい。」と述べた。その上で、提出の理由として、「賃金が高いところで働きたいというのは当たり前前の要求です。市内でも製造業の賃金は比較的高いが、問題は最賃ぎりぎりになりがちなサービス業や小売業です。こうした業種でパートなどで短時間働きたい人は、職場が近いことが大きな条件となるため、最賃の高い愛知県へ引っ越し、夫は湖西市に通勤という選択をする人も出てきています。」と述べて、さらに続けまして、「一番問題なのが格差の拡大です。労働者の年収の中央値と最賃との開きを見ると、中央値を100とした場合、フランスなど多くの国では60にとどまっているのに、日本は36。格差が拡大しているアメリカの37よりも低い。こうした格差を平気で許していることが私は恥ずかしい。」として、「政治判断として、一刻も早く地域間格差をなくし、1,000円以上にすべき。」と述べていらっしゃいます。

併せて、私ども全労連に結集する各県労連で実施しております最低生計

費調査でありますけれども、それは各県で調査をしても、生計費に全国的に大きな差はないということが示されていますので、ここで地域間格差を是正する地域ランクをつけるということとか、ランクごとの目安額を変えるとか、そうしたことはそろそろ見直すべき時期ではないかと思っております。

そうしたことを受けまして、当然、使用者側からの御指摘もありますけれども、最低賃金の引き上げには、中小企業・零細業者とかにほんとうの支援が必要だと思っております。今年を目安諮問の際に塩崎厚労大臣は、「中小企業支援策を大胆に強化する。」と述べていらっしゃいます。早急に具体的施策を実施すべきではないでしょうか。

もちろん私たち労働組合も、中小企業支援策について、労働局をはじめ、自治体や議会に対してお願いをしています。そんな中で、公契約条例の制定ということを中心にここ数年来運動しておりますけれども、公契約条例の制定は、公正取引の確立と受託企業の経営安定、地域経済対策と地域の賃金相場の向上に資する、そうしたことに確信を持っております。ぜひ公契約条例の制定についても働きかけをお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、今回の答申につきまして、私たちは専門部会を公開して傍聴を認めるようお願いしております。情報公開が進む中で、やはり、はたから見ると密室審議と言わざるを得ないと思います。従いまして、本日配付されております専門部会の議事要旨、これではやはり不十分だと思います。答申が引上額23円を妥当とした根拠について、ほんとうに明らかにすべきと思っております。ぜひ、専門部会の公開についても、今後の議論となると思っておりますけれども、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

改めまして、香川県における最低賃金審議会で実質的な審議が非公開の専門部会に委ねられており、やはり公開すべきだということを主張させていただくとともに、働く貧困層の生活実態、切実な思い、それはぜひ審議会に反映されるような、そうした審議をお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速審議に入りたいと思いますが、各側から御意見を頂戴したいと思います。

まず、労働者側から御意見をいただけますか。

【福家良一委員】 それでは、労働者を代表する委員として一言述べさせていただきます。

香川県労連議長、堤様からの異議申し立ての中で記載されています最賃法第1条の趣旨、実質賃金の低下、雇用戦略対話の合意、地域間格差の是正等、そして、先程、申し述べておられました国際的視点、これにつきましても、我々も審議の中で主張してきた内容と同じでありまして、理解できるものと思っております。

その上で、個人消費を喚起させ、経済、また、地域経済の好循環実現のために、人口流出の話もありましたけれども、地方創生の中で、ひと・まち・しごと、この視点の意見を述べさせていただきました。そのためにも、最低賃金の大幅な引き上げによる暮らしの底上げを求めるため、私共としましては、香川の雇用や地域実態を踏まえ、目安にとらわれず、当初引き上げ額40円を提示いたしました。その後の審議でも、貴連合が認めておられる雇用戦略対話の合意や地域間格差の是正にこだわった意見を述べてきたところであります。

先にも申し上げましたように、我々は、目安にとらわれず、地域実態を踏まえた上で、最賃法第1条の趣旨、これに沿いまして、本県の独自性を訴えた中で、使用者側の委員の方々とは意見の相違があり、4年ぶりに全会一致には至りませんでした。このことは、私共、労働者側としましては、当初の思いには届かないものの、公労使が真剣に議論を尽くした結果として、真摯な気持ちで受け入れたいと思っております。

併せてですが、本審議会、最低賃金の審議会ですけれども、労使が対立する場ではないということも述べさせていただきました。そういう場ではないと思っております。地域の最低賃金を議論する中で、企業、労働者がウイン・ウインの関係に、双方に得のある良好な状況を求めていく場とも考えております。そのためには、先日の本審の中でも申し上げたところで

ありますけれども、公正な取引状況下で、中小企業等への有効な支援策をさらに追求していくことが大切だと考えておりまして、先程、言われていました公契約、この関係も私ども労働組合としても求めておるところでございます。この公正な取引、そして中小企業への支援、我々労働者側としても積極的にかかわっていきたいと思っているところでもあります。

以上、簡単ではありますが、労働者側を代表しての意見として申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

【松浦会長】 ありがとうございます。

他に御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、今度は使用者側から御意見を賜りたいのですが。どなたか。

【福家正一委員】 今、福家良一委員の言われたこととそう変わるものではないということでございます。また、先程、堤議長からもお話もありましたし、異議申出書の御説明も納得できる部分はございます。いろいろ議論した中で、やはり経済指標、少し明るさが見え始めて、景気も上向いてきているというところではありますが、一方、ご存じのように、為替相場とか株価が安定していないとか、あるいは海外情勢の不透明感とか、それから、あと、人手不足も非常に深刻になってきている状況の中で、個人消費の伸びも少し心配な状況といったことで、中小企業にとっては非常に厳しい状況ではないのかなという気がしております。

そのような中で、今回、中央目安がプラス22円ということで、これも昨年を目安額プラス16円と比べると非常に高い額で決まりまして、非常に想定外の額でしたが、我々、使用者側としても、デフレ脱却、あるいは景気の好循環を生み出すために、こういう願いを込めて、ぎりぎりのプラス21円という提案をさせていただいたわけですけれども、全会一致にならず、残念なことではございました。

我々、経営者サイドとしましても、決まりましたプラス23円、これは、額は非常に厳しいところではありますが、審議会の中でも申し上げましたとおり、国や局の中小企業に対する支援や助成金をしっかりとお願いしたところではございます。

また、今後、やはり雇用を守るということをしつかりとやって、決まり

ました最賃に対しては法令遵守に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

他の委員の方、何か御発言はありますか。よろしいですか。

異議申立人の異議の理由、十分に拝聴させていただきました。憲法の生存権や最賃法の趣旨などから、最低生活にはほど遠いという御主張、あるいは雇用戦略対話の合意の早期実現、また、地方の地域間格差の縮小等、詳細に御説明いただきまして、ごもっともな点かなと思います。

しかしながら、労働者側の委員からも御説明がございましたが、そのような点につきましては、厳しく労働者側から主張されまして、また、使用者側の立場からも、現在の経営環境等、厳しい経営状況であるとの説明がございました。労使双方が真剣に議論、歩み寄りまして、全会一致には至りませんでした。採決ということに決定させていただきました。

当審議会といたしましても、これ以上、前回の決定を覆してさらに審議を重ねるといえることはないと考えております。

そこで、「平成28年8月4日付け答申のとおり決定することが適當である。」という結論としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、前回の答申どおり確認させていただきます。

これで労働局長に答申したいと思いますが、答申文の作成等はいかがでしょうか。

【賃金室長】 5分ぐらいトイレ休憩をいただけたらと思います。

【松浦会長】 では、答申文の作成がありますので、5分ほど休憩させていただきます。

では、よろしく申し上げます。

(休憩)

【松浦会長】 それでは、答申の案を読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 私から読み上げいたします。

【松浦会長】 お願いします。

【賃金指導官】 案 平成28年8月22日 香川労働局長、辻知之殿
香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成28年8月22日貴職から、8月12日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 平成28年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

この答申文の案でよろしいでしょうか。

（各委員より「はい」の声あり）

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、答申させていただきます。

（会長から局長へ答申文を手交）

【松浦会長】 ただいま答申させていただきました。

【辻局長】 答申いただきましたので、一言、御挨拶をさせていただきます。

本日諮問させていただきました最低賃金審議会の意見に関する異議の申出の件につきましては、早速、御審議をいただきまして、ただいま答申をいただきました。大変ありがとうございました。

香川県最低賃金につきましては、7月11日の改正決定の諮問以降、本審、それから専門部会で大変熱心に御審議をいただきました。また、本日、異議の申出の件につきましても答申をいただきましたので、この答申をいただきました内容に沿いまして、平成28年度の香川県最低賃金を決定し、改正決定の公示を行いまして、10月1日発効を目指し、作業を進めていきたいと考えているところでございます。

今後は、改正決定いたします新しい最低賃金の周知に全力を尽くしますとともに、10月1日以降に発効いたします最低賃金の履行に万全を期し

てまいる所存でございます。

委員の皆様には、今後とも特段の御支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の改正につきましても、引き続き、どうぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうも、大変ありがとうございました。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今後のスケジュール等について説明いただけますか。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続を行います。公示手続後は、8月31日に官報に公示されれば、10月1日指定日発効という予定になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございました。

今後とも、行政におかれましては、最低賃金についての広報推進と履行の確保に努めていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

また、労使双方におかれましては、各種の団体を通じまして、最低賃金の周知徹底を図っていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

その他、何かございますか。他に何か意見等はございませんか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 分かりました。議題は全て終わりました。

それでは、これをもって第4回の香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——